

## 飛行データ解析プログラムに係る通達の制改定案について

平成 20 年 3 月  
航空局技術部運航課

### 1. 背景

国際民間航空条約附属書 6 において、最大離陸重量が 27 トンを超える飛行機を運航する航空運送事業者は、その安全管理体制の一環として、飛行データ解析プログラム（日常運航において飛行記録装置等により記録された飛行データを解析・評価し、これに基づき適切に是正措置を講じていく一連の活動体系をいう。以下「FDA」という。）を構築・維持しなければならないと規定されています。

我が国においては、本邦航空運送事業者は、安全管理体制を構築するため、航空法第 103 条の 2 及び関係する航空法施行規則の規定に基づき、安全管理規程を定めなければならないこととされており、その具体的内容は、「安全管理体制の構築に係る一般指針」において定められています。しかし、FDA の実施については、同指針の中で明示されていません。

航空局では、国際民間航空条約附属書 6 の規定及びその趣旨を踏まえ、「安全管理体制の構築に係る一般指針」を改正することにより本邦航空運送事業者にもその安全管理体制の一環として FDA の実施を求めることとするとともに、FDA の実施に関する指針を制定することとしています。

### 2. 概要

#### 2-1. 「安全管理体制の構築に係る一般指針」の改正

「安全管理体制の構築に係る一般指針」を改正し、最大離陸重量が 27 トンを超える飛行機を運航する航空運送事業者は、安全管理規程において、FDA を実施することを明らかにするよう定める予定です。

#### 2-2. 「飛行データ解析プログラム実施に関する指針」の制定

「飛行データ解析プログラム実施に関する指針」を制定し、本邦航空運送事業者による FDA の実施に係る指針として、以下の内容を定める予定です。

##### (1) 運営体制

###### ①組織及び人員

FDA の運営を行う組織が指定されているとともに、必要な人員が配置されていること。

###### ②責任者及び権限

FDA の責任者が指名され、権限及び責任が明確にされていること。また、人員は、必要な教育又は訓練を受けていること。

## (2) 飛行データの収集

### ①収集装置の選定

保有する航空機の型式毎に、日常運航における飛行データを収集するための装置を選定すること。

### ②収集データの種類及び収集頻度

日常運航の実態を的確に把握することができるように、収集するデータの種類及び範囲を適切に定めること。また、各航空機のデータ収集装置からデータを取得する頻度を適切に定めること。

## (3) データの品質検証及び解析

### ①データの検証

収集したデータの品質を検証し、有効なデータのみを解析の対象とすること。

### ②データの解析

収集したデータの解析手法を適切に定め、日常運航における一般的な傾向や変動傾向、通常の運用範囲からの乖離をモニターする解析を行うこと。

## (4) データの解析結果に基づく措置

### ①解析結果の取りまとめ

解析されたデータは、適切に定められた期間毎に取りまとめ、評価されるようになっていること。

### ②必要な追加情報の入手

追加の情報が必要と認められる場合には、速やかに必要な情報の入手に努めること。

### ③是正措置

データ解析の結果、許容できない不安全事象が認められた場合にとる措置が適切に定められていること。

## (5) データの取扱い

FDA を、非懲罰を原則として運営するとともに、収集・解析したデータに対して適切な管理及び保護を行うこと。

## (6) 外部委託

FDA の実施に当たって、データの品質検証及び解析については他社に委託しても良いが、その場合にあっては適切に委託管理を実施すること。

## 3. スケジュール

適用：平成 20 年 9 月

以上